

浪速区における小・中学生を対象とした学力向上支援関係事業受注予定者選定会議開催要綱

(目的)

第1条 浪速区における小・中学生を対象とした学力向上支援に関する事業において、公募型プロポーザル方式により受注者を選定するにあたり、公平性、透明性を確保し、外部の有識者から専門的見地による意見等を徴取するため、浪速区における小・中学生を対象とした学力向上支援関係事業受注予定者選定会議（以下、「選定会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 選定会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 応募事業者より提出された企画案書、プレゼンテーションの内容の審査に関するこ
- (2) 選定会議に出席し、受注予定者を選定すること
- (3) その他受注予定者の選定に必要なこと

(会議の委員)

第3条 選定会議の委員は、浪速区長が委嘱する3名の委員をもって構成する。

(座長)

第4条 選定会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、選定会議を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

(解嘱)

第5条 選定会議の委員は、浪速区における小・中学生を対象とした学力向上支援関係事業受注予定者との契約締結の日をもって解嘱するものとする。

(庶務)

第6条 選定会議の庶務は、浪速区役所市民協働課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、委員の意見を聞いたうえで、浪速区長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成31年1月31日から施行する。